

滋賀県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、医療施設等における人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的として、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）に基づき、対象施設が実施する取組に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

（対象施設）

第2条 この補助金の対象施設は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている滋賀県内の病院、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）および訪問看護ステーションとする。

（対象事業）

第3条 この補助金の対象事業は、次に掲げる事業とする。なお、令和6年4月1日から本要綱の施行までに着手した事業も対象とする。ただし、別に国または県の補助金の交付を受ける事業は対象としない。

（1）ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（2）タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（3）給付金（補助金）を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

（対象経費）

第4条 この補助金の対象経費は、対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費とする。

2 前項にかかる消費税および地方消費税は、対象経費に含めないものとする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、次表の第1欄に掲げる基準額と前条に規定する対象経費の実支出額の合計額と比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

交付対象	1. 基準額	2. 補助率
病院・有床診療所	許可病床数×40 千円 ※許可病床数が4 床以下の 有床診療所は1 施設× 180 千円	10 分の 10
無床診療所 (医科・歯科)	1 施設×180 千円	
訪問看護ステーション	1 施設×180 千円	

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 知事が設置するウェブサイトを利用した電子申請による方法
- (2) 別記様式第1号(交付申請時点で事業が完了している場合は、別記様式第2号)に関係書類を添えて郵送する方法

2 前項の規定による申請の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容または事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額を確定した日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を

図らなければならない。

(6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付の方法)

第9条 補助金の交付は、緊急支援という本事業の趣旨を踏まえ、規則第4条に規定する交付決定後に概算払をし、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に精算するものとする。ただし、実績額での申請があった場合は、補助金の額の確定後に精算払をする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 知事が設置するウェブサイトを利用した電子申請による方法

(2) 別記様式第3号に関係書類を添えて郵送する方法

2 前項に定める実績報告の提出期限は、事業の完了の日(補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合はその日)から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

3 第9条ただし書により実績額での申請を行った場合は、改めて実績報告の提出を要しないものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(検査)

第12条 知事は、必要があれば補助事業者に対し、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の執行の適正を図る必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- (2) 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく計画の変更・中止等の申請および第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。